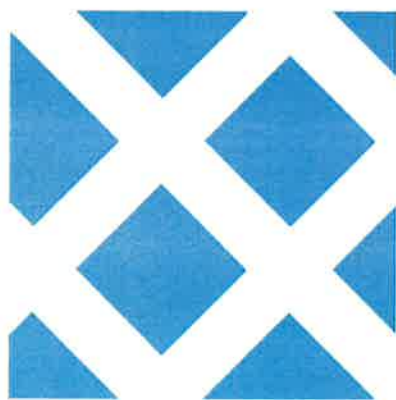


◎資料編

- (法律) 空家等対策の推進に関する特別措置法
- (条例) 萩市空家等対策の推進に関する条例
- (規則) 萩市空家等対策の推進に関する条例施行規則
- (協議会関連) 萩市空家等対策協議会運営要綱



○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成26年法律第127号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用
の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条
第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第
十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関す
る事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これ
を公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関
し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うた
めの協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市
町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他
の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め
る。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等
に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提
供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めな
なければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、こ

の法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行し

ても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 1 0 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 1 1 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○萩市空家等対策の推進に関する条例

(平成 27 年 9 月 29 日条例第 36 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理等について必要な事項を定めることにより、市民生活環境の保全を図り、もって安全安心のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、又は通勤、通学等のため本市の区域内に滞在し、若しくは区域内を通過する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

第 3 条 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が特定空家等とならないよう、適切にこれを管理し、空家等の積極的な活用に努めるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、空家等の適正な管理及び活用の促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の協力)

第 6 条 市民等は、第 4 条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、空家等であると疑うに足る事実があるときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画の策定)

第 7 条 市は、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画を策定する。

(協議会)

第 8 条 市は、法第 7 条第 1 項に規定する萩市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第9条 市は、空家等に関する正確な情報を把握するため、データベースの整備その他必要な措置を講じるものとする。

(空家等の適切な管理の促進)

第10条 市は、空家等の適切な管理が促進されるよう、空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等の活用)

第11条 市は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○萩市空家等対策の推進に関する条例施行規則

(平成 27 年 10 月 1 日規則第 34 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び萩市空家等対策の推進に関する条例（平成 27 年萩市条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規定による情報提供は、空家等に関する情報提供書（別記第 1 号様式）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、当該情報提供を受けた空家等に関し、次に掲げる書類を作成するものとする。

(1) 空家等情報受付簿（別記第 2 号様式）

(2) 空家等管理台帳（別記第 3 号様式）

(立入調査等)

第 4 条 法第 9 条第 1 項に規定する必要な調査は、原則として当該空家等の外観調査及び施錠の確認とする。

2 法第 9 条第 3 項に規定する通知は、立入調査実施通知書（別記第 4 号様式）による。

3 法第 9 条第 4 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第 5 号様式）とする。

(特定空家等の通知)

第 5 条 市長は、空家等が特定空家等であると認められるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺的生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等（空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。）であることを、特定空家等認定通知書（別記第 6 号様式）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確認することができないときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木等の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより、特定空家等にあたらな状態になったと認めるときは、遅

滞なくその旨を特定空家等状態改善通知書（別記第7号様式）により、当該所有者等に対し、通知するものとする。

（助言及び指導）

第6条 法第14条第1項に規定する助言は、原則として口頭により行い、同項の規定する指導は、空家等の適正管理に関する指導書（別記第8号様式）により行うものとする。

（勧告）

第7条 法第14条第2項に規定する勧告は、勧告書（別記第9号様式）により行うものとする。

（命令）

第8条 法第14条第3項に規定する命令は、命令書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による通知書は、命令に係る事前の通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

3 前項の通知書の交付を受け、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書（別記第12号様式）により、意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（別記第13号様式）により請求する場合は、この限りでない。

4 法第14条第7項の規定する通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（別記第14号様式）により行うものとし、同項の規定による公告は、萩市公告式条例（平成17年萩市条例第3号）に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

（代執行）

第9条 市長は、法第14条第9項の規定による代執行を行うときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、所有者等に対して相当の履行期限を定めた戒告書（別記第15号様式）を送付し、所定の期限までにその義務を履行しない者に対し、代執行令書（別記第16号様式）により通知して行うものとする。

2 前項の規定に基づいて行う代執行にあたっては、執行責任者が立ち会い、その者が執行責任者であることを示すべき代執行責任者証（別記第17号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第14条第3項の規定による命令に係る措置の内容の急速な実施について、緊急の必要があり、第1項に規定する手続を

とる暇がないときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。

(公告)

第10条 法第14条第10項の規定による公告は、萩市公告式条例に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

(標識)

第11条 法第14条第11項に定める標識は、別記第18号様式により行うものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

萩市長 あて

情報提供者 住 所
氏 名
連絡先

空家等に関する情報提供書

下記のとおり空家等に関する情報を、萩市空家等対策の推進に関する条例第6条第2項の規定により、提供します。

記

(場 所) 萩市

(空家となった始期)

(建築物等の概要)

○登記年月日：

○用 途：専用住宅・併用住宅・店舗・事務所・その他（ ）

○構 造：木造・鉄骨造・RC造・その他（ ）

○階 数：平屋・2階建・3階建・その他（ 階）

○延床面積： m²

(建築物等の状況等)

※できるだけ詳しく空家等の状態を記入してください。また、空家等の位置がわかる地図等を添付するか、略図を示したものを添付してください。

受理 番号	年月日	空家等の所在地	情報提供者 住所氏名	電話番号
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		
		萩市		

別記第3号様式（第3条関係）

(表)

空家等管理台帳

No.

		受理 番号		
所在地	萩市			
所有者	フリガナ 氏名			電話 番号
	住所			
管理者	フリガナ 氏名			電話 番号
	住所			
建築物等の 概要	登記年月日： 用途：専用住宅・併用住宅・店舗・事務所 その他（ ） 構造：木造・鉄骨造・RC造・その他（ ） 階数：平屋・2階建・3階建・その他（ ）階） 延床面積： m ²			
情報提供	情報提供受理日		通報者	住所/電話番号
	年 月 日			
	空き家等の状況		通報者と空き家等の関係	
実態調査	実施年月日/結果		敷地・建物等の状況	担当
	年 月 日 対象外・保留・助言 指導・勧告・命令・公表			
	年 月 日 対象外・保留・助言 指導・勧告・命令・公表			
	年 月 日 対象外・保留・助言 指導・勧告・命令・公表			
空家等と なった始期	年 月頃			
備考				

様

萩市長



立入調査実施通知書

下記のとおり立入調査を実施するので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第3項の規定により、通知します。

記

1. 立入調査を実施する空家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 萩市

用途

2. 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時から

3. 立入調査の趣旨及び内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）抜粋

（立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な、限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により、空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

担当者：

電話：

別記第5号様式（第4条関係）

（表面）

立 入 調 査 証

第 号

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、立入調査をする職員であることを証する。

年 月 日交付（ 年 月 日まで有効）

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様

萩市長



特定空家等認定通知書

あなた（相続人等である場合も含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する法律（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により組織された萩市空家等対策協議会において審査、判断した結果、法第2条第2項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第1項の助言又は指導を行うこととなります。改善方法等について、情報の提供が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしましたが、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合は、下記までご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合、または既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

- 1 特定空家等の所在地 萩市
- 2 空家等の状態
(特定空家等と認められる理由)
- 3 所有者等の住所及び氏名
- 4 所有者等と判断した理由 (1) 不動産登記情報による登記名義人
(2) 全号の相続人
(3) その他 ()
- 5 担当及び連絡先

※特定空家の定義

空家等対策の推進に関する法律 第2条第2項

この法律において、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

様

萩市長



特定空家等状態改善通知書

あなた（相続人等である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等ではないと認められますので、その旨通知します。

引き続き、法に基づき適正に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 空家等の所在地 萩市
- 2 特定空家等ではないと認めた日 年 月 日
- 3 特定空家等ではないと認めた理由
- 4 担当及び連絡先

第 号
平成 年 月 日

様

萩市長



空家等の適正管理に関する指導書

年 月 日の実態調査等の結果、あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第14条第1項の規定により、速やかに改善するよう指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第14条第2項の規定により、勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合、特定空家等の敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1. 空家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 萩市

用途

所有者の住所及び氏名

2. 指導事項

3. 改善期限 平成 年 月 日（ ）

4. 指導の責任者 萩市 部 課長
連絡先

※上記2により、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、上記4に示す者まで遅滞なく報告してください。

様

萩市長



勸 告 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 萩市

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者 萩市 部 課長

連絡先：

5. 措置の期限 平成 年 月 日

※上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

※上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

※上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

萩市長



命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け 第号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされておらず、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 萩市 部 課長

連絡先：

5. 措置の期限 平成 年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

※本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

※上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

※この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に萩市長に対し、審査請求をすることができます。

様

萩市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので、通知します。

なお、あなたは法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、萩市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

萩市 部 課長 宛

送付先：萩市大字江向510番地

連絡先：

5. 意見書の提出期限 平成 年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

萩市長 あて

提出者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定により、下記内容の意見書を提出します。

記

1 特定空家等の所在地 萩市

2 所有者の住所及び氏名

3 命令に対する意見

4 その他意見

5 証拠書類等の提出有無 有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

萩市長 あて

提出者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の所在地 萩市

2 所有者の住所及び氏名

3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、及び連絡先

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様

萩市長



命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため、出頭を求めますので、法第14条第7項の規定によりその旨通知します。

なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に対して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

- 1 特定空家等の所在地 萩市
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 命令しようとする措置内容
- 4 聴取の期日及び場所

第 号
平成 年 月 日

様

萩市長



戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号により貴殿の所有する下記特定空家等の
＜措置の内容＞を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置
法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の＜措置の内
容＞を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によ
り、その旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収
します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わない
ことを申し添えます。

記

■特定空家等

1. 所在地 萩市
2. 用 途 <例：住宅>
3. 構 造 <例：木造2階建>
4. 規 模 建築面積
延べ床面積
5. 所有者の住所及び氏名

※この処分について、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6
条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月
以内に萩市長に対し、審査請求をすることができます。

様

萩市長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに<措置の内容>するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでした。ついては、空家等対策の推進に係る特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じてもその責任は負わないことを申し添えます。

記

1. <措置の内容>する物件

2. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 執行責任者

萩市 部 課長

4. 代執行に要する費用の概算見積額

円

※この処分について、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に萩市長に対し、審査請求をすることができます。

別記第17号様式（第9条関係）

（表面）

執行責任者証	
第 号	
職 名	
氏 名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
平成 年 月 日	
萩市長	印
記	
1. 代執行をなすべき事項	
代執行令書（平成 年 月 日付け 第 号）記載の<物件住所>の建築物の<措置の内容>	
2. 代執行をなすべき時期	
年 月 日から 年 月 日までの間	

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第14条（以下略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15 （略）
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に係る特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づいた措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

1. 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

萩市 部 課長

連絡先：

5. 措置の期限

(注意) 年 月 日

- 1 命令に係る措置が実施されれば、速やかにこの標識を撤去するので申し出ること。
- 2 この標識は、萩市の管理下にある。
- 3 この標識を損壊した者は、刑法（明治40年法律第45号）第258条に規定する公文書毀棄罪で罰せられることがあります。

60cm

45cm

○萩市空家等対策協議会運営要綱

(平成 28 年 7 月 28 日制定)

(平成 29 年 3 月 14 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、萩市空家等対策の推進に関する条例（平成 27 年萩市条例第 36 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、萩市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）及び条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (3) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、市長のほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 市長が会議に出席できないときは、副市長がその代理として出席する。なお、副市長が出席できないときは、土木建築部長がその代理として出席する。

4 協議会の議事は、出席委員（会長を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後

も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、土木建築部建築課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

【別表】

○空き家対策総合支援事業補助金を活用する事業

施行者	活用用途 又は 跡地の活用	事業名	事業内容	事業実施 予定時期
萩市	高校生寮等	高校生寮等 整備事業	萩市に寄贈された空き建築物（旧池本整形外科医院）を改修し、高校生の学生寮等として活用する。	平成 28 年 5 月 ～ 平成 29 年 3 月
萩市	町内会施設	旧新川保育園 改修事業	空き建築物（旧新川保育園）の空き教室を改修し、町内会施設として活用する。	平成 28 年 5 月 ～ 平成 29 年 3 月
萩市	公民館	大井公民館 整備事業	空き建築物（旧大井小学校）の校舎を一部撤去し、改修を行い、公民館・出張所として活用する。	平成 28 年 5 月 ～ 平成 31 年 3 月
萩市	—	老朽危険空家 所有者等調査 事業	空家住宅等の所有者特定を行うため。	平成 28 年 5 月 ～ 平成 33 年 3 月